

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
旧生田文化会館施設管理業務	令和6年10月1日	関電ファシリティーズ株式会社	4,036,626	<ul style="list-style-type: none"> ・旧生田文化会館は同建物にある山手地域福祉センターの移転にかかる議論の進捗が不透明であるため、施設管理業務については半年ごとの契約にする必要があり、それに応じた施設管理のスケジュールの立案も必要になる。半年間の契約を締結することが条件となるが、これまで生田文化会館の施設管理業務を受託していた実績もあり、半年間の施設管理業務のスケジュールを立てられるのは、関電ファシリティーズ株式会社しかいない。 ・上記事業者は、これまで生田文化会館の施設管理業務を指定管理者との契約のもとで行っており、これまでの現場の状況等をよく把握している。また、半年間という短期間で、熟練した管理者と清掃員を確保することは困難であり、本業務を受託できるのは、長年生田文化会館の管理運営を受託しており、成績も良好である上記事業者しかいない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-6495）
「まちな本」を活用したコミュニティ活性化推進にかかる委託業務	令和6年11月19日	一般社団法人SAZARE	1,743,500	本業務は特定の民間図書施設（RICコミュニティライブラリー）の運営状況等に精通している者でなければ契約の目的を達成できず、一般競争入札には適さないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局中央図書館 総務課 （TEL：078-371-3351）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
和太鼓等を使用したイベント運営業務	令和6年12月5日	(株)ワンウッド	1,475,000	本事業は計画上和太鼓事業を不特定多数に向けて同時に行うため、多数の講師や専門の道具・知識を必要とし、その確保等もあわせて当委託先は、確実かつ効果的かつ適正に業務を遂行できる能力・実績を有し、また、会場の一つであるフィッシュダンス音楽練習場の管理運営を行っている本事業者のみが、運営者としてのノウハウを活かした効率的かつ効果的なイベント運営が可能のため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （Tel：078-322-6490）
ワールド記念ホール40周年記念事業業務	令和6年12月16日	学校法人松蔭女子学院 松陰中学校・松陰高等学校	3,000,000	本業務は施設の状況に応じた企画やイベントを実施する必要があり、特定のノウハウを有する者と契約しなければ業務の目的を達成できず、その性質又は目的が競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （Tel：078-322-5027）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
「色と光」用カラーフィルム作成・貼り付け業務に係る委託業務	令和7年3月10日	株式会社北海鉄工所	2,497,000	対象物件の「色と光」は、高名な造形作家である伊藤隆道氏の作品で、1981年に現地に設置にされた1辺1mの鉄製の立方体を6つ組み合わせて造形された大型のアート作品である。本業務は、作者及びその親族から提供された改造用の部品（カラーフィルム）のデータをもとに、実際の作品に合うようにデータを改変・出力し、作者の意向に沿うように作品内部に貼り付ける業務であるが、提供されたデータを実際の作品に合うように改変したり、作品表面に空いている光を通すための穴とカラーフィルムをズレなく確実に貼り付けたりするには、作品の特殊な構造とその巨大さから、高い技術とノウハウ、及び大型の美術工芸作品を数多く手掛けた実績が求められる。上記に該当する事業者は株式会社北海鉄工所以外にないことから、同社を選定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-5166）
座席管理システム改修・運用保守業務	令和7年3月28日	株式会社タック・ポート	3,100,900	本業務は、継続してサービス提供しているシステムの改修と運用保守業務である。本業務を遂行するためには、同システムのプログラム仕様や設定情報に係る知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、他事業者による実施は不可能であることから、特命随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局中央図書館 総務課 （TEL：078-371-3301）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
「KOBE国際音楽祭2025」広報素材の制作及び施工業務	令和7年3月24日	slowcamp	1,737,780	<p>以下の理由により、本事業を実施できるのはslowcamp以外に適切な事業者はないため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・slowcampは、令和6年6月に神戸市と（公財）神戸市民文化振興財団連名によるコンペ形式で実施した「『KOBE国際音楽祭2025』ロゴおよびメインビジュアルデザイン制作業務」の受託業者であるため。 ・上記業務の受託後も当事業の総合チラシ・ポスターデザインの制作を受注するなど広報に係る業務を幅広く担っており、一貫したデザインで広報を展開することは事業の認知度を高めるために必要不可欠であるため。 ・過去の多様な受注実績（例：屋外イベントでの立体モニュメントの制作）から、施工業者ともコネクションがあり、ストリートピアノの施工に係る業務も一括して担うことができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 	文化スポーツ局文化交流課 (TEL：078-322-5165)